

島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会の交付する島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金については、松江市補助金交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）の規定に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金
補助金交付の目的	松江市及び出雲市管内における島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及啓発等の活動支援を目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	ジオパーク普及啓発等のジオパーク活動事業で会長が認めるもの
交付の率又は金額	補助金交付の対象である事業に要する経費の合計額（個人負担金などがある場合はそれを控除した額）で、1 団体につき 1 年あたり 100 千円を上限とし、申請は年 1 回とする。ただし、算出した補助金額の千円未満の端数は切り捨てとする。
補助事業者の範囲	島根半島・宍道湖中海ジオパークに関連する活動を行う、住民団体、地区、自治会、NPO、会長が認めた団体
終期	令和 3 年 3 月 31 日

(書類の提出部数)

第 3 条 要綱の規定に基づいて会長に提出する書類は一部とする。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。